

連載

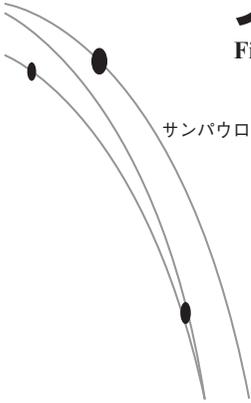
## フィールド・アイ

Field Eye

ブラジルから——①

サンパウロ大学博士教授 二宮 正人

Masato Ninomiya



### ブラジルの労働法と在日ブラジル人について

ブラジルは戦前戦後を通じて約 25 万人の日本人を移民として受け入れ、約 150 万人の海外最大の日系社会を構成している。戦後も、一時期移住者が増えたこともあったが、漸次減少し、大規模な移住は、最後の移民船が 1973 年に横浜を出港した際に終了した。その後、飛行機により細々と続けられたが、1993 年には国際協力事業団が国策移住の終結を発表した。

ブラジルは戦後、従来の農業重視の産業政策を重工業政策に転向したが、それを実行するためには、外資の導入・借入れに頼らざるを得なかった。1970 年代には、年間 10% の経済成長をとげ、「ブラジルの奇跡」としてはやされた。しかし、1980 年代初頭には他のラテンアメリカ諸国と同様に対外債務のリスク交渉および 1990 年代初頭に 2500% に達したインフレのために庶民の生活が犠牲にされたが、1994 年以降に採用された一連の経済政策のため、徐々に是正され、現在の見通しは明るいと言ってよい。

1980 年代にブラジルが諸問題の解決に苦しんでいた頃、日本はいわゆるバブル景気にわいており、若者が「きつい、きたない、きけん」といった工場の 3K の仕事につきたがらず、慢性的な人手不足にあった。日本は外国人単純労働者の入国を厳しく制限しているため、日本が経済的困難に直面していたところに中南米諸国へ移住した日本人および二重国籍者を呼び戻すことが考えられた。

かくして、サンパウロ市で当時発行されていた邦字新聞 3 紙に、日本での就労募集広告が掲載され始めたのは、1985 年ごろのことであった。ブラジルでは、

国民を統計的にその所得レベルにより、A、B、C、D に分類しているが、それらをさらに細分類することもでき、A や D に属する者もいるが、大体は B、C のランクに属するものと言ってよい。したがって、まずこの範疇の人々の中で、日本国籍を持つ者が応募し、帰日した。当時はかなりの人手不足から時給もかなり高く、残業もいとわなければ、毎月 30 万から 40 万円を得ることも可能であった。しかし、日本国籍を有する者の人数は少なく、人手不足は一向に解消されないために、人手不足の就労先から勧誘され、日本国籍を有しない彼らの子弟がとりあえず観光等の短期査証で入国し、親族訪問等を理由とした特例措置をもって働き始めたのはそれから間もなくのことであった。

その人数は年を追うごとに多くなり、入管統計におけるブラジル人の人数が目に見えて増加した。そこで、日本政府は 1990 年 6 月に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、新たに「定住者」の地位を新設して、日本国籍を有する者の子および孫、すなわち、日系 2 世および 3 世ならびにそれらの人々の配偶者たる非日系人を有資格者とした。当時の法務省の法案説明によれば、それは日本人と血縁、地縁関係が深い日系人に対して日本で無条件に生活できる措置であって、決して日本における人手不足を解消するためのものではない、とされた。しかし、当時からすでにそれに対する反論が存在したように、その法改正は労働、社会保険、派遣法等の法律の整備を伴わず、日系人であれば日本語や日本の風俗習慣もある程度は理解し、比較的容易に日本社会になじむであろう、といった安易な考えに基づいていたことは、法改正から 15 年以上経過した今日から見れば明らかである。

在日日系人の数は、ブラジル国籍者のみで約 30 万人、ペルー国籍者が約 5 万人、その他の中南米諸国から約 1 万人、これにそれらの国に永住権を有する日本国籍者ならびに二重国籍者を加えるならば、40 万人に近い人数になることは疑いない。在日外国人数は約 200 万人と言われているが、中には歴史的経緯によって、戦前戦中より日本に滞在している人々およびその子孫もいることから、ニューカマーとしての外国人の最大グループは、日系ブラジル人と言ってもよいかも知れない。30 万人の人々は一応 47 都道府県に散在しているが、北関東、首都圏、東海地方に大部分が集中している。1 万人以上のブラジル人が生活している自治体は 10 県であり、外国人集住都市とされている自

治体は18市町である。在日ブラジル人約30万人中、半数が日本に永住する傾向にあると言われている。

ブラジル人が日本に来て最初に直面した問題は、本国における労働法制と日本におけるその違いではなかったかと思われる。ブラジルの労働法は、世界でも有数の労働者保護の制度を備えていると言ってよい。出国する際に、日本の就労制度や法律を少しでも知ろうとした者は、自分の常識と異なる制度であることに気づいたであろう。ただし、初期に訪日した者の多くは、仲介業者の口頭による説明のみを信用し、書面による契約も交わさずに来日している。多くの者は、求人広告に惑わされ、大企業において働くものと信じてきたところ、派遣業者や請負業者のために働くことを後から知らされたり、安い航空運賃を前借りしてきたところ、正規の運賃を分割払いで給料から天引きされたり、借金を残して逃げることを阻止するために、パスポートを不法に取り上げられたりといった事例は枚挙に暇がない。

また、従業員を5名以上雇用しているすべての企業は、社会保険に加入することが義務付けられているところ、ブラジル人自身が医療保険の必要性は認めるものの、3年ないし5年で帰国するつもりであり、年金は掛け金を25年間払い続けなければならぬことを嫌って、加入を拒否する事例が多く生じた。

2005年5月のブラジル大統領訪日の際、日本政府との協議においてこの問題が取り上げられ、両国間で年金協定の交渉が行われることになったが、締結にはまだ数年かかることが予想される。最悪の状態は、近い将来、長期滞在ブラジル人が、無保険、無年金で高齢化し、帰国もできずに日本で生活保護を受けるようになることである。そうならないよう、速やかにこの問題を解決しなければならない。

なお、初期の日系ブラジル人は単身で訪日することが多かったが、やがて家族を伴って来るようになり、あるいは日本で婚姻した結果、子供が生まれ、現在在

日ブラジル人中、義務教育年齢にある子女数は約4万人とも言われ、そのうち1万人前後がさまざまな理由で不就学、不登校となっている。その結果、ブラジル人青少年の非行が増加しており、遺憾ながら在日外国人中第1位という不名誉な状況となっている。また、成人の犯罪も増加しており、第1位の座は中国人によって占められているものの、東南アジア諸国等の出身者と、2位、3位を争う有様である。

そして、最近では静岡県下において問題となっている、ブラジル人を加害者とする交通事故による過失傷害・致死や強盗殺人・殺人等の犯罪があげられ、彼らが逮捕される直前に帰国してしまう事件の多発がマスコミに取り上げられている。逃亡ブラジル人の総数は全国で86人にのぼり、一部被害者は70万人以上の署名を集めて、日本政府に対して犯罪人引渡し協定の締結を迫っている。ただし、これに対して現行ブラジル憲法は、自国民不引渡し原則を明文で規定していることから、ブラジル国内に逃げ込んだ加害者が日本側に引き渡されることはない。

この状況は、マスコミによってブラジルでも報道され、現地日系社会においても大きな反響を呼んでおり、日本で犯罪を犯したブラジル人が帰国して無処罰状態にあることは好ましくない、という気運が高まっている。ブラジル刑法には、国外で犯罪を犯したブラジル人が帰国した場合、法の域外適用によって、いわゆる代理処罰を行うことを可能とする条文が存在する。

昨年末、上記一連の逃亡者中、1999年に生じた交通事故による過失致死の加害者に対する、初めての証拠書類が公文書として、日本政府からブラジル政府に引き渡され、去る1月18日にサンパウロ州検察庁が起訴を行った事から、今後の公判の推移が注目される。

にのみや・まさと サンパウロ大学法学部博士教授。東京大学大学院法学政治学研究科客員教授。最近の主な編著に『海外・人づくりハンドブック ブラジル』（(財)海外職業訓練協会、2006年）。国際法、国際私法、国際労働法専攻。